

条 例 案 提 出 書

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

上記条例案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

平成30年 3 月22日

神奈川県議会議長 佐 藤 光 殿

提出者	神奈川県議会議員	嶋 村 だし
同		たきた 孝 徳
同		渡 辺 ひとし
同		相 原 高 広
同		井 坂 新 哉
同		梅 沢 裕 之
同		山 口 ゆう子
同		とうま 明 男
同		柳 下 剛
同		八 木 大二郎
同		長 田 進 治
同		作 山 友 祐
同		藤 井 深 介
同		竹 内 英 明
同		松 崎 淳

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和53年神奈川県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び逗子市」を「並びに逗子市及び南足柄市」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第15条第1項及び第2項の規定により、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域を合わせた区域をもつて神奈川県議会議員の1選挙区とする。

第3条の表中

横浜市港南区	横浜市港南区	3	を
横浜市港南区	横浜市港南区	2	に、
川崎市川崎区	川崎市川崎区	2	を
川崎市川崎区	川崎市川崎区	3	に、
川崎市高津区	川崎市高津区	2	を
川崎市高津区	川崎市高津区	3	に、
南足柄市	南足柄市	1	を
南足柄市・足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町	1	に、
大磯町・二宮町	大磯町及び二宮町	1	
足柄上	中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町	1	を

大磯町・二宮町	大磯町及び二宮町	1
---------	----------	---

改める。

附 則

この条例は、平成31年3月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

(提案理由)

南足柄市選挙区と足柄上選挙区を合区し南足柄市・足柄上選挙区を設置し、当該選挙区の選挙すべき議員の数を定めるとともに、横浜市港南区、川崎市川崎区及び同市高津区の各選挙区の選挙すべき議員の数を改めることに関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。